

ISO 26000 の概要と実践および利用状況

社会的責任課題の世界標準(国際規格)

福渡 潔 Kiyoshi Fukuwatari

研究開発部
主席研究員

はじめに

2010年11月1日に、社会的責任に関する国際規格であるISO 26000(Guidance on social responsibility)が発行され、1年を迎えた。この国際規格は、持続可能な社会の構築や発展のために、組織は、どのような社会的責任を果たす必要があるのかを解説した世界標準の手引書である。

先進国のみならず、中国、中南米、東南アジア、アフリカなどの地域の国々も積極的に参加して策定されたことから、この国際規格発行後、自国に適用しようとする動きが拡大してきている。また、この規格とその他の機関で発行されている各種の指針との整合性を確実にするために、国際標準化機構(ISO)は、国際労働機関(ILO)、国連グローバルコンパクト(UNGC)、経済協力開発機構(OECD)などとも覚書を交わし、この規格と各機関の指針との内容について整合し補完している。日本経団連企業行動憲章やOECD多国籍企業行動指針は、この国際規格を反映し、それぞれ2010年9月と2011年5月に改定されており、今後、各国の法制や国際規範にも影響を与えるものと考えられる。

本レポートでは、ISO 26000の規格概要および企業への影響と実践および利用状況について概観する。

1. ISO 26000 の概要

1.1. ISO 26000 の開発背景と経緯

ISO 26000 策定の検討は、2001年に消費者政策委員会(COPOLCO)において、グローバル市場における消費者保護作業部会の議論が開始したのが発端である。また、この規格づくりが始まった背景に、開発途上国が、全世界統一の国際基準を望んでいたこともある。サプライヤーである開発途上国の企業の社会的責任に関する規格、原則、基準、納入先企業の独自基準等が乱立していると各種指針を確認するのは負担になるという理由から、統一の規格策定を強く要望していた。

また、ISO 26000の策定プロセスは、ISO 9001やISO 14001などの作成プロセスと異なり、ISO 26000では、民主的な手続きを重視し、多様なステークホルダーの参加による議論合意(マルチステークホルダー・プロセス)を経て策定されている。議論に参加したメンバーは、消費者団体関係者、労働団体関係者、NGO(非政府組織)団体関係者、産業界関係者、政府関係者、開発途上国関係者、国際機関関係者、研究者を含む有識者で構成された。また、その構成は、北米、南米欧州、アジア、イスラム、アフリカ、太平洋地域などの地理

的なバランスも考慮されている。先進国や開発途上国を含めて世界 83 か国の代表者によって、また、世界 99 か国の ISO 加盟国及び 42 の関連機関からの参加によりそれぞれが対等の立場で議論した。

利害の異なる多様なステークホルダーが参加したことにより議論が紛糾することもあり、この規格の検討段階から発表に至るまで 10 年という長い期間を要した(表 1)。しかし、最終的には丁寧な対話と合意形成による策定プロセスを経て、日本を含む参加メンバーの 9 割を越す賛成を得て、2010 年 7 月に最終ドラフトが承認された。現時点で数多く存在する社会的責任に関する概念をひとつの文書にまとめた価値あるものであり、組織の社会的責任の実践に多くのヒントを与えている。

表 1 ISO 26000 の発行までの経緯¹

2001 年 4 月	ISO 理事会で規格作成の可能性と要否の検討を ISO/ 消費者政策委員会 (COPOLCO) に要請
2002 年 6 月	ISO/COPOLCO が規格化の必要性を答申
2002 年 9 月	ISO/ 技術評議会 (TMB) に高等諮問委員会 (SAG) を設置、CSR の規格化を検討開始
2003 年 2 月	名称を CSR から SR に変更
2004 年 4 月	SAG 報告書を ISO/TMB に提出
2004 年 6 月	ISO/SR 国際会議、TMB で規格化が決定
2005 年 3 月	サルバドル第 1 回 ISO/SR 作業部会 (WG) 会議
2005 年 9 月	バンコク第 2 回 ISO/SR WG 会議
2006 年 5 月	リスボン第 3 回 ISO/SR WG 会議 (WD1 : 草案第 1 版)
2007 年 1 月	シドニー第 4 回 ISO/SR WG 会議 (WD2)
2007 年 11 月	ウィーン第 5 回 ISO/SR WG 会議 (WD3)
2008 年 9 月	サンチアゴ第 6 回 ISO/SR WG 会議 (WD4 から CD へ移行)
2009 年 5 月	ケベックシティ第 7 回 ISO/SR WG 会議 (CD : 委員会原案)
2010 年 5 月	コペンハーゲン第 8 回 ISO/SR WG 会議 (DIS : 国際規格原案)
2010 年 11 月	FDIS を経て国際規格として発行

¹ 関正雄 (株式会社損害保険ジャパン), 2011, NKSJ リスクマネジメント編 『社会的責任課題の世界標準～国際規格 (ISO 26000) の実践～』 SAFETY EYE No.45 APR 2011, P33

1.2. ISO 26000 の構成

ISO 26000 を一言でいうと、「持続可能な発展を実現するために、世界最大の国際標準化機関(ISO)によって、多様な参加と合意のプロセスで開発された、あらゆる種類の組織に向けた、社会的責任に関する初の包括的・詳細な手引書²⁾」である。この規格は、当初、企業の社会的責任 (CSR) の規格として検討が開始したが、持続可能な発展への貢献のためには、企業のみならず、全ての組織が持続可能な発展への貢献の最大化を目的に実践する必要性から「CSR」から「SR」へととなり、企業だけでなく、自治体、組合、学校、病院、公益法人、NPO・NGO など全ての組織を対象範囲としている。また、ISO 9001 や ISO 14001 とは異なり第三者による認証規格ではないため、規格の内容は、要求事項ではなく、推奨事項とされている。持続可能な発展への貢献を促進するための、現時点での世界のグッド・プラクティスの集大成という位置づけであり、箇条 1 から箇条 7 からなり、付属書が掲載される構成となっている(図 1)。

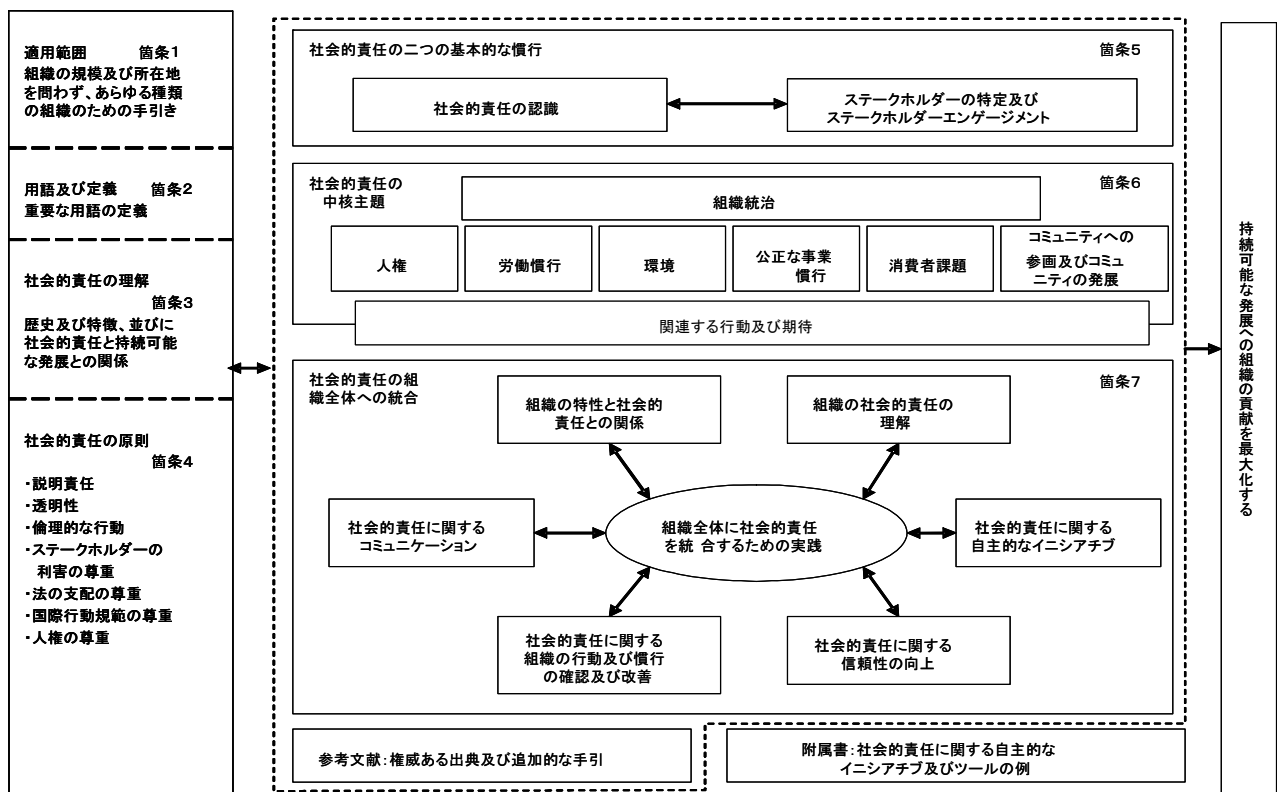


図 1 ISO 26000 の図式による構成概要³⁾

ISO 26000 の規格文書は、全体で 100 ページ以上に及ぶが、全体の構成を以下のようにイメージすると理解しやすくなる。

- ①何故、組織は取り組むべきか(社会的責任の基本を理解する)・・・箇条 1 から箇条 4
- ②何を、組織は取り組むべきか(社会的責任の中核主題を理解する)・・・箇条 6
- ③どのように、組織は取り組むべきか(社会的責任を組織の活動に組み込む方法)・・・箇条 5、箇条 7、付属書

²⁾ 関正雄著, 2011, 『ISO 26000 を読む』日科技連 P2

³⁾ 日本規格協会編, ISO/SR 国内委員会監修, 2011, 『日本語訳 ISO 26000 : 2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会 P26

箇条 1 から箇条 4 は、組織が「何故、社会的責任に取り組むべきか」ということが記載されている。ここでは社会的責任の定義が記載されており、今後、組織がこの規格を参考に社会的責任を推進するうえで、また、基本原則を理解するうえで重要な部分である。さらに、社会的責任の7つの原則(①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重)について記載されている。組織が社会的責任の本質を理解し(箇条 1 から箇条 4)、そのうえで、ステークホルダーと対話し(箇条 5)、PDCA による継続的な改善を実施し(箇条 7)、様々な社会的課題を解決する取り組みが必要となる基本部分をまず理解することが重要となる。

「社会的責任⁴」は箇条 2 において以下のように定義されている。

社会的責任

組織の決定及び活動(製品、サービスおよびプロセス)が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通して組織が担う責任

- 健康及び社会の反映を含む「**持続可能な発展への貢献**」
- ステークホルダーの期待への配慮
- 関連法令の順守及び国際行動規範の尊重
- 「**組織全体に統合され(組み込まれ)**」、組織の関係の中で(影響力の範囲内で)実践される行動

この定義の中で、2つの重要なキーワードが存在する。ひとつは、「持続可能な発展」、次に、「統合(組み込まれ)」である。「持続可能な発展」とは、日本産業界が2006年のリスボン会議に提出した社会的責任の本質的な原則のひとつとして掲げた内容によれば、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たす。世代間の公平性が保たれ、社会的に公正で公平な資源配分が行われる持続可能な社会の実現を目指す」と解説されている⁵。従って、ステークホルダーには、いまだに存在しない、将来世代の利害も尊重する発想が必要となってくる。「統合」とは、組織運営上、社会的責任が一体化され、日々の事業活動や本業の意思決定のなかに、社会や環境への配慮を組み込み、浸透していくことであり、組織のマネジメントシステムに組み込んでいく行動を表している。箇条 3 では、社会的責任の歴史的理解や社会的責任が求められる理由が述べられ、箇条 4 では、前段で記載した社会的責任の7つの原則が述べられている。

箇条 6(社会的責任の中核主題)では「何に取り組むべきか」に関して、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」の7つの中核主題が述べられている(表 2)。各中核主題には、その中核主題の「概要」、「原則及び考慮点」、「課題」、「課題の説明」、「関連する行動及び期待」が記載されており、実際に組織が課題の抽出や行動計画の策定を検討する際にヒントや推奨となる取り組み事項が数多く盛り込まれている。

箇条 5(社会的責任の認識とステークホルダーエンゲージメント)と箇条 7(組織全体に社会的責任を統合するための手引)は、「どのように取り組むべきか」という実践のための手引きが述べられている。当初の規格草案では、ステークホルダーエンゲージメントは、社会的責任の統合に関する要素の1つとして箇条 7に含まれていた。しかし、重要な基本概念として独立の章に昇格させ、中核主題の解説に入る前、原則の直後のパートである箇条 5として、原則と課題をつなぐ位置づけとしている。この規格は、第三者認証を目的とす

⁴ 日本規格協会編, ISO/SR 国内委員会監修, 2011, 『日本語訳 ISO 26000 : 2010 社会的責任に関する手引』 日本規格協会 P40

⁵ 関正雄著, 2011, 『ISO 26000 を読む』 日科技連 P55

るマネジメントシステム規格ではないので、ステークホルダーとの対話と関与によって実効性や信頼性を高めようとしている。社会との対話によって、重要なステークホルダーを特定し、それらとの対話によって、課題(社会的課題)の中から優先事項(マテリアルイシュー)を決め、その取り組みを組織全体に統合し、実行する。その結果をステークホルダーに報告し、その信頼性の確保もステークホルダーの参画によって実現させ、継続的に改善させるというプロセスを重視した内容となっている⁶。箇条7を見ると、PDCA サイクルによる管理と運用の重要性が示唆されているので、組織内での実践的かつ実効的な運用のためには、品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステムなどの既存の社内マネジメントシステムを活用し、ISO 26000 の推奨事項を必要に応じて付加して行動計画を策定していくなどの活用方法が現実的と考えられる。

付属書では、国際機関や民間団体の社会的責任に関するガイドライン、規格、憲章など組織への統合や実践にあたって参考になるようなツール類が掲載されている。

表 2 箇条6 中核主題と課題⁷

中核主題	課 題	
6.2 組織統治		
6.3 人権	6.3.3 デューデリジェンス	6.3.4 人権に関する危機的状況
	6.3.5 加担の回避	6.3.6 苦情解決
	6.3.7 差別及び社会的弱者	6.3.8 市民的及び政治的権利
	6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利	6.3.10 労働における基本的原則及び権利
6.4 労働慣行	6.4.3 雇用及び雇用関係	6.4.4 労働条件及び社会的保護
	6.4.5 社会対話	6.4.6 労働における安全衛生
	6.4.7 職場における人材育成及び訓練	
6.5 環境	6.5.3 汚染の予防	6.5.4 持続可能な資源の使用
	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	
	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	
6.6 公正な事業慣行	6.6.3 汚職防止	6.6.4 責任ある政治的関与
	6.6.5 公正な競争	
	6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進	
	6.6.7 財産権の尊重	
6.7 消費者課題	6.7.3 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	
	6.7.4 消費者の安全衛生の保護	6.7.5 持続可能な消費
	6.7.6 消費者サービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決	
	6.7.7 消費者データ保護及びプライバシー	6.7.8 必要不可欠なサービスへのアクセス
	6.7.9 教育及び意識向上	
6.8 コミュニティ参画及び開発	6.8.3 コミュニティへの参画	6.8.4 教育及び文化
	6.8.5 雇用創出及び技能開発	6.8.6 技術の開発及び技術へのアクセス
	6.8.7 富及び所得の創出	6.8.8 健康
	6.8.9 社会的投資	

ISO 26000 の規格は、具体的な推奨事項のある箇条6を中心に参照することにより効率的に活用できると思ってしまうが、規格全体の本質をつかむためには、箇条1~4の基本を理解し、箇条5と箇条7の社会的責任を推進するためのプロセスを理解してから箇条6の推奨課題を参照したほうが、規格を有効に活用できると考えられる。次の章では、発行後1年を迎えた規格が、どのように影響を与えているか、また、各企業がどのように活用しているか概観する。

⁶ 鈴木均（日本電気株式会社），2011，NKSJ リスクマネジメント編 『社会的責任課題の世界標準～国際規格（ISO 26000）の実践～』 SAFETY EYE No.45 APR 2011，P21

⁷ 鈴木均（日本電気株式会社），2011，NKSJ リスクマネジメント編 『社会的責任課題の世界標準～国際規格（ISO 26000）の実践～』 SAFETY EYE No.45 APR 2011，P26

2. ISO 26000 発行による企業への影響と実践・利用状況

2.1. ISO 26000 発行による企業への影響

ISO 26000 は世界の 99 か国が参加し策定された国際規格であることから、各国でその活用の普及・促進が進められている。中国では、既に ISO 14001 の認証取得企業数が日本を上回り、CSR レポートも 700 社近くが発行、さらに、日本を先駆けて社会的責任投資株価指数が、上海の株式市場でも上場されている。そのような背景から、中国は、ISO 26000 の発行に賛成投票し、自国においても国内の規格化を実施し活用促進を図っている。また、各国で ISO 26000 の国内規格化が進んでおり、フランス、ブラジル、チリ、イタリア、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランドなどは、規格を策定済みである。さらに、日本を含め、チェコ、スペイン、メキシコ、カナダ、マレーシア、インドネシアなどといった国々が規格の策定を検討している。

ISO 26000 が発行されて以降、2011 年 5 月には、OECD が、既に策定している企業行動指針を改定し、「OECD 多国籍企業行動指針——世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年」を公表した（日本語仮訳版も外務省のホームページから入手することができる）⁸。この行動指針は、多国籍企業が世界経済の発展に重要な役割を果たすことを認識し、行動指針参加国政府が各企業に対し自主的に実施することを期待する、責任ある行動に関する「勧告(Recommendation)」である。1976 年に最初に採択され、それ以降、世界経済や企業行動の変化や社会情勢の実情に合わせ、1984 年、1991 年、2000 年と改正されてきた。2000 年と 2011 年の構成を比較すると、2011 年は、人権に関する章が新設され、操業する全ての地域での人権の尊重や、それを実現するためのデューデリジェンスの実施などが謳われている（表 3）。また、贈賄の防止の章では、贈賄行為そのものだけでなく、贈賄に対応するための仕組み、デューデリジェンス、内部統制、倫理基準並びに法令遵守計画とその方策などに踏み込んで改定されている。また、環境の章（VI）では、温室効果ガスの削減や生物多様性の戦略の策定、サプライチェーン（供給網）のレベルまでの継続的改善について言及している。

表 3 2000 年と 2011 年の OECD 多国籍企業行動指針の構成

2011年	2000年
OECD国際投資及び多国籍企業に関する宣言	
第1部 OECD多国籍企業行動指針	
序文	序文
I 定義と原則	I 定義と原則
II 一般方針	II 一般方針
III 情報開示	III 情報開示
IV 人権	IV 雇用及び労使関係
V 雇用及び労使関係	V 環境
VI 環境	VI 贈賄の防止
VII 贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止	VII 消費者利益
VIII 消費者利益	VIII 科学及び技術
IX 科学及び技術	IX 競争
X 競争	X 課税
XI 納税	

その他に、今回の行動指針改訂の主なポイントとして以下のような点が挙げられる。

- ・ リスクに基づくデューデリジェンスや責任あるサプライチェーン管理の推奨
- ・ 環境および社会的な報告を含む非財務情報の開示の奨励
- ・ 児童労働及び強制労働の防止を強化、開発途上国への適切な生活賃金の提供（サプライチェーンまでの範囲）
- ・ 消費者情報の保護、誤認とならないような販売活動 等

⁸ 経済協力開発機構著編，2011，『OECD 多国籍企業行動指針——世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年日本語訳版』外務省 OECD 東京センター，P2

これらの改定は、ISO 26000とも整合する内容である。また、OECD 多国籍企業行動指針は、単に国際投資、多国籍企業においての自主的な行動基準のみならず、国内企業や中小企業も最大限可能な限り、行動指針の勧告を遵守するよう奨励している。既に日本企業でも米アラスカ州の地元企業と日本企業が共同で開発している石炭鉱山で、OECD 多国籍企業行動指針に違反する企業行動があるとして、周辺住民から訴えが起こされた例がある。先住民の権利を侵害し、適切な環境影響評価を怠っていると指摘されたものであり、石炭全量を購入する予定となっている日本企業も、違反提訴の対象とされて、その訴えが日本の連絡窓口にも提出されている。環境破壊と先住民の権利侵害という人権問題と同時に当該企業がサプライチェーンに連なるという理由から問題となっている。

また、2010年にドット・フランク法を制定した米国では、同法 1502 条において、コンゴ民主共和国及び隣国産の紛争鉱物(タンタル鉱石、すず鉱石、金、タングステン鉱石の4種の鉱物及びその化合物)を製品に使用する企業に対し、SEC(米国証券取引委員会)に提出する年次報告書などでの開示義務を課すことを2011年度に発表する予定である。このように、今後は、詳細なサプライチェーン管理を海外から要求されるようになる。

一方、日本国内では、ISO 26000の発行を前提に、2010年9月に社団法人日本経済団体連合会が「企業行動憲章—社会の信頼と共感を得るために—」を改定している。企業行動憲章の序文では、『近年、ISO 26000(社会的責任に関する国際規格)に代表されるように、持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任(SR: Social Responsibility)を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方が国際的に広まっている。とりわけ企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくてはならない存在であるとともに、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」を率先して果たす必要がある。具体的には、企業は、これまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会をはじめとする企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである。また、企業グループとしての取り組みのみならず、サプライチェーン全体に社会的責任を踏まえた行動を促すことが必要である。さらには、人権問題や貧困問題への関心の高まりを受けて、グローバルな視野をもってこれらの課題に対応することが重要である。』⁹⁾とし、ISO 26000の要素を組み入れ、改定を実施した。

表 4 2004年と2010年の経団連「企業行動憲章」前文の改定内容

	2010年	2004年
前文	企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。	企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

企業行動憲章の前文の改定では、企業は「利潤を追求するという経済的主体である」という捉え方から、「付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担う」べき存在であると、より前向きに位置づけ、行

⁹⁾ 日本経済団体連合会編, 2010, 『企業行動憲章』日本経済団体連合会
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>)

動憲章 10 原則全体にわたる前文の結びにおいて、「高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく」ことを強調している(表 4)。その他、改定のポイントは、以下のとおりである。

- ・ 消費者政策への関心の高まりを踏まえ、商品・サービスの提供にあたり、安全確保の重要性を強調
- ・ 環境問題への認識の高まりを踏まえ、環境問題への取り組みを企業の存続に必須の要件として位置づけ、主体的に行動することを強調
- ・ 反社会的勢力の対象・手口が変化したことを受けて、「関係遮断を徹底する」というより踏み込んだ表現を追加
- ・ 国際的に人権問題への関心が高まっていることを受け、人権を含む各種の国際規範を尊重すべきことを明記
- ・ 企業グループ全体として、企業倫理の徹底と CSR の推進に取り組むべきことを強調すると同時にサプライチェーンを含む取引先等へも取り組みを促すよう明記

また、2011 年 10 月には、環境省が、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則¹⁰⁾」を公表している。2010 年の夏に中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」でとりまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において、環境金融への取組の輪を広げていく仕組みとして「日本版環境金融行動原則」の策定が提言され、その趣旨に賛同した幅広い金融機関が起草委員会に自主的に参加した。起草委員会は、日本における環境金融の裾野の拡大と質の向上を目的としつつ、昨年 9 月から計 7 回にわたって開催され、活発な議論が行われて策定された。今後は署名金融機関を募り、来年年明けには、署名金融機関による総会において、環境金融への取組状況に関する情報・意見交換などが行われる。日本版環境金融行動原則は、「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」、「保険業務ガイドライン」、「預金・貸出・リース業務ガイドライン」から構成されている。このガイドラインにおいても、ISO 26000 の規格と日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」が、「全業態共通基準」として明記されている。また、2010 年に日本労働組合総連合会が発表した「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン¹¹⁾」は、ワーカーズキャピタルの運用に際し、責任投資を実行することにより、社会的責任に配慮した企業行動および金融取引を促し、公正かつ持続可能な社会形成に貢献することを目的としている。海外ではすでに、2006 年の国連投資責任投資原則(PRI)、2003 年のプロジェクトファイナンスのエクエーター原則(赤道原則)など、環境、社会、ガバナンス(ESG)に配慮して持続可能な社会を形成する金融面の取り組みが行われているが、日本の年金マーケット、証券投資においてもその流れが拡大する動きが見受けられるようになった。日本企業は、今後、経営品質・経営戦略面や IR の対応に際して、財務情報の開示に加えて非財務情報である ESG 情報の開示に従来以上に取り組む必要性が高まっている。

2.2. ISO 26000 の実践・利用状況

公益社団法人経済同友会が 2010 年に調査したレポート¹²⁾によると、ISO 26000 を参照する意向があるかどうかを問う質問に対して、445 社の回答企業のうち、積極的に参照する企業は 10%、参照する企業は 39%、未定と回答した企業は 43%であった。ISO 26000 の正式発行前の調査ではあったものの、約半分の企業は、参照する回答であった。1 年経過した現状においても、ISO 26000 の取り扱いについて、現状、情報収集している段階の企業が多いと推測される。一方、CSR 方針や CSR 活動目標・KPI の見直しに利用するなど、社会的責任についてのチェックリストとして活用する企業も増えてきている。

¹⁰⁾ 環境省, 2011, 『持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則』, 起草委員会
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14289>)

¹¹⁾ 日本労働組合総連合会, 2011, 『労号組合のためのワーカーズキャピタル責任投資ガイドラインハンドブック』, 日本労働組合総連合会 (http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/sekinin_toushi/data/201108_workers_capital_handbook.pdf)

¹²⁾ 公益社団法人経済同友会, 2010, 『日本企業の CSR 一進化の軌跡—自己評価レポート』 経済同友会

表 5 企業の ISO 26000 利用状況¹³

業種	ISO 26000 利用状況
建設	ISO26000のガイドラインを参照し報告書を作成。中核主題別に報告。
建設	CSRの取り組み項目についてISO26000（中核主題）との対照表を開示。
食品	ISO26000の内容の調査を行い、活用の検討を行う。
食品	ISO26000の中核主題および課題との対照表を開示。
繊維・紙	2010年度は、グループのCSR活動を外部の視点から整理する試みとして、ISO26000の中核主題との関連付けを行った。
繊維・紙	2010年度は、全社リスクマネジメントのさらなる推進、国内関係会社でのCSR教育の充実や、ISO26000に基づく活動の見直しを行った。
化学	社会的責任のガイドラインISO26000を尊重し、中核課題に対するPDCAを確実にまわす方針（2011年から2015年）。
化学	GRIガイドラインやISO26000の項目に沿って、SRI（社会的責任投資）機関やCSR関連調査機関から資生堂に寄せられるすべてのアンケート内容などを、コーポレートガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展などの領域で分類。さらに領域ごとにより詳細な項目を設定し、それぞれの項目に対して「基本計画があるか（Plan）」、「実行の仕組みがあるか（Do）」、「評価・検証が行われているか（Check& Action）」の観点から精査し、取り組むべき活動の洗い出しを実施。抽出した課題については、「事業への影響度」と「社会的注目度」の2つの軸で評価し、優先順位付けを行う。
医薬品	2011年度からは、ISO26000の7つの中核主題を推進の枠組みとしたうえで、「デューデリジェンス」と「ステークホルダー・エンゲージメント」を重視し、CSR活動を実践。また、これに伴い、本レポートの編集にあたっては、中核主題のうち、製薬企業に求められる「人権」分野に着目し、「デューデリジェンス」の観点から、製薬企業のサプライチェーン全体における人権課題について整理し、開示。
機械	最低限守るべき指針として、ISO 26000制定の動きやそのほかのCSRに関する規格を参照しながら、これまでの「基本行動指針」を改訂し、「グループ基本行動指針」を策定し、2010（H22）10月25日に取締役会において制定を決議。
電機	2010年度版では、ISO/DIS26000の照会原案を基にして7つの中核主題に基づく報告様式を取り入れました。さらにCSR経営を強化していくために、2010年度からISO26000をマネジメントに取り込む活動を開始。
電機	ISO26000における7つの中核主題をふまえた掲載記事の選定。2010年度に発行された国際規格ISO26000における7つの中核主題をふまえ、編集のプロセスで2010年度の主要な取り組みについて検証・評価し、掲載記事の検討を進めた。報告書では、従来から行っているCSR憲章の4分野での報告に、この中核主題の視点を組み入れた構成とし、ステークホルダーの皆様の関心に沿った報告を行う。
電機	ISO26000等に基づくCSRセルフアセスメントツールの見直しとグループへの展開。 ISO26000「社会的責任に関する手引き」の7つの中核主題および課題に該当する項目を示している。
電機	2010年11月に発効された社会的責任の国際規格であるISO26000に基づく「ステークホルダー・レビュー」を、他社に先駆け導入しました。レビューの結果は22ページに「ステークホルダー意見書」として掲載。ステークホルダーエンゲージメントについてISO26000で謳われていることから明らかなように、社会の関心がビジネスに及ぼす影響はますます大きくなっている。ステークホルダーのみならず、継続的な関与の重要性を一層認識するとともに、今後は基本的にISO26000を礎としてCSR経営を推進。
運輸	ISO26000のガイドラインを参照し報告書を作成。
輸送機器	ガイダンス規格と社会動向をさらに分析・検討し、CSR活動における課題抽出と優先順位づけを行い、社内でも共有化を図りつつ施策に反映。
輸送機器	「ISO26000と人権」をテーマに、関係各部とグループ各社より担当者約20名が出席。各担当者が、国際規範への対応にあたり日頃の業務で直面している課題として、影響力の範囲の見極めや、情報開示、説明責任などにつき、具体例を交えた質疑応答や、議論を行いました。 ISO26000の対照表の作成。
卸売	持続可能な社会を目指す当社の世界規模での活動を、更に発展させるために、ISO26000の7つの中核主題に基づき、当社の取組を分類。
小売	2010年11月に発行された社会的責任の国際規格である「ISO26000」や「経団連企業行動憲章（2010年改訂）」などを参考に、現状のCSR体制の課題を整理し、下記のとおりグループのCSR活動を一層効果的に推進するための取り組みを開始。
金融	重要度の高いCSRの取り組みを決定・推進するために、ISO26000を自社の強みや弱みを明確にするセルフチェック・ツールとして活用。2010年度は、中核主題に基づき、社内の現状を把握し、課題を整理し、評価しました。また、各層への教育ツールとしても活用。経営層への研修、CSRディベロップメント研修を行い、2011年度は全従業員を対象とするCSR・人間尊重推進研修にも組み入れ、さらに、全部門がその部門特性に応じた社会的責任の取り組みを実践できるよう、毎年策定している「CSR・環境実施計画表」に掲載する目的・目標をISO26000のアクション例を参照したうえで策定し、実施するように変更し、既存のCSR・環境マネジメントにISO26000を組み込み。
情報・通信	社会的責任に関する国際規格ISO26000における7つの中核課題に則り、CSR報告の整理と検証を行った。
電力・ガス	2010年11月に国際標準化機構（ISO）からISO26000が発行。これは、社会を構成するあらゆる組織がその社会的責任とは何かを特定し、実施していくうえで適用することができるガイダンス文書。これに先立ち、日本経済団体連合会は、2010年9月に企業行動憲章を改定。これらの社会動向を踏まえ、「グローバルな事業活動における、各国・地域の法令、人権に関するものを含む国際規範の尊重」、「サプライチェーンへの社会的責任を踏まえた行動促進」の視点を反映すべく2011年7月に「グループ企業行動基準」を改定。国連グローバル・コンパクト、ISO26000とグループ企業行動基準（2011年7月改定）との関係性を整理。

¹³ 各社の公表資料を参考に当社作成。

表 5 は、各業種の企業による CSR 報告書を基に作成した利用状況である。表 5 の先進的な企業の取り組み内容を簡単にまとめると以下のとおりである。

- ① CSR 方針の見直しに規格を参照
- ② CSR の取り組み課題の洗出し、目標設定に規格を参照
- ③ 自社のこれまでの取り組みの棚卸、リスク分析、点検のツールとして利用
- ④ 既存の PDCA サイクルに一体化して、各部門の取り組みと目標設定に規格を参照
- ⑤ CSR の取り組みの重点課題や優先度の見直しに規格を参照
- ⑥ CSR レポート作成の際に、規格の中核主題・課題別に整理して報告
- ⑦ CSR レポート作成の際に、規格の中核主題・課題別に行動計画を整理して報告
- ⑧ 「人権」などをテーマにした、ステークホルダーダイアログを実施
- ⑨ 経営層から現場第一線までの社員教育の教材・テキストとして規格を利用
- ⑩ 社内でのコミュニケーションの企画・推進に規格に活用
- ⑪ ISO 26000 を含めて経団連企業行動憲章、OECD 多国籍企業行動指針、GRI (Global Reporting Initiative:G4 が改定中)、社会的責任投資調査機関の質問状を参考に具体的な課題の洗出しに利用

また、日本企業の ISO 26000 の活用状況と現状の課題を鑑み、ISO 26000 の活用方法としては、以下のような手順と取り組みが考えられる(図 2)。

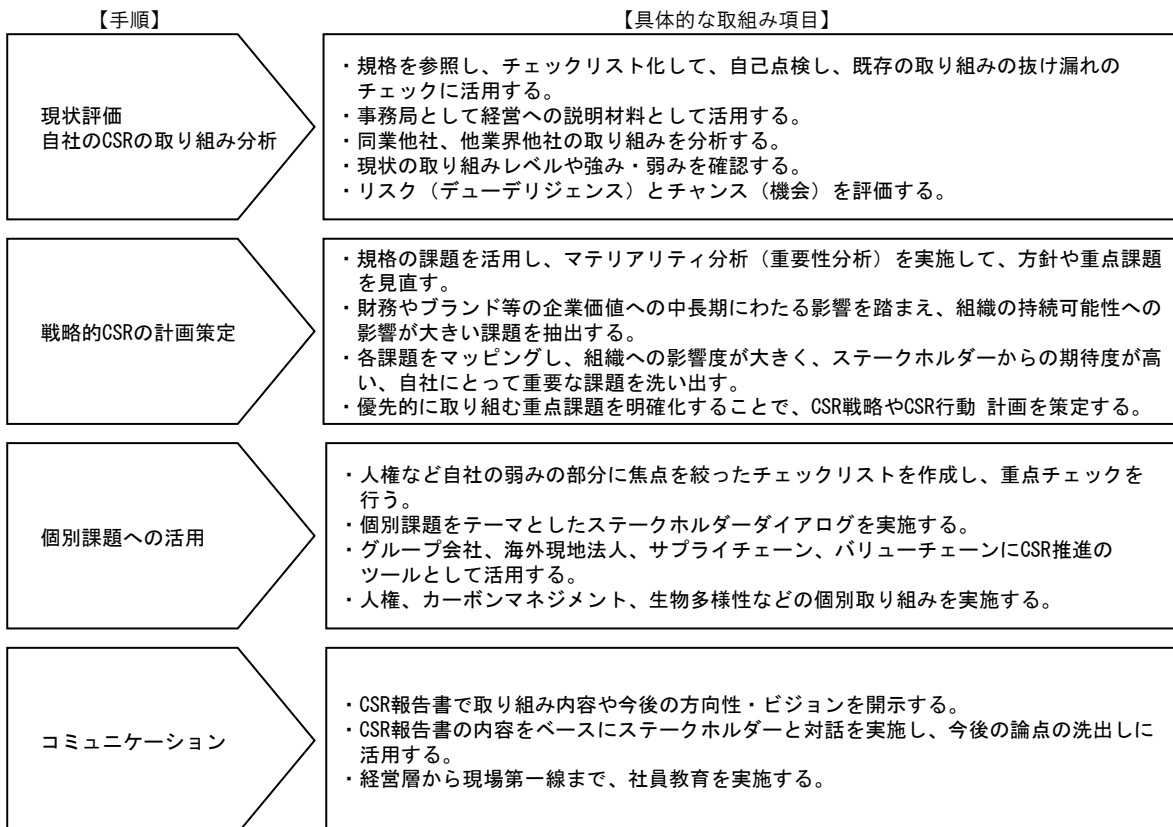


図 2 ISO 26000 の活用手順と取り組み項目例

今後はさらに各企業が ISO 26000 を活用した CSR の取り組みを深化させ、来年、再来年と工夫された各企業の取り組みの開示が期待される。また、各企業は、「人権」、「コミュニティ参画及びコミュニティの発展」の中核主題の対応と「ステークホルダーエンゲージメント」、「バリューチェーン・サプライチェーンのマネジメント」、「企業の IR 対応」の具体的な実践が課題になってくるものと推察される。

一方、この規格は、企業のみならず、他の組織にも活用が広がってきている。独立行政法人産業技術総合研究所や麗澤大学も既に先進的に活用している。麗澤大学では、ISO 26000 を箇条 7 から内容を吟味し、ステークホルダーエンゲージメントによる対話、PDCA サイクル構築とパフォーマンス設定等の 10 ステップを構築し、成果を上げている。一般的には、箇条 6 の具体的な課題から課題抽出に走ってしまいがちであるが、日々変化する社会情勢の中で、普遍的に ISO 26000 を利用するために麗澤大学は、ISO 26000 の本質である箇条 5 を含めて箇条 7 の規格内容を意識し活用しており、大いに参考となる。

3. まとめ

企業の財務報告に ESG に関する報告を統合し、明確性、正確性、一貫性のある様式に基づいて情報を開示するための国際報告フレームワークを創出することを目的として、2010年8月に国際統合報告委員会¹⁴ (IIRC: International Integrated Reporting Committee)の創設が発表された。統合報告の目的は、「①意思決定の広範で長期的な結果を示すことにより、長期的なリターンを目指す投資家のニーズを満たすこと、②長期的なパフォーマンスおよび事業の状況を左右する意思決定における、環境、社会、ガバナンスおよび財務的要素の相互関係を反映させ、サステナビリティと経済的価値の関連性を明らかにすること、③報告や意思決定を行うにあたって環境側面や社会的側面を考慮するための体系的なフレームワークを提供すること、④短期的な財務パフォーマンスを過度に重視する傾向にバランスをもたらすこと、⑤企業報告を、経営者が日常的な事業運営を行うために活用している情報に近づけること」としている。このような国際的な潮流からも、今後益々、企業の社会的責任の取り組みによる社会が求める新しい価値の創造や新しいビジネスモデルを創造することが求められる。マイケル E. ポーターは、ネスレの開発途上国でのビジネスの成功事例を参照しながら、新たに、企業が地域社会に投資する際には、CSV (Creating Shared Value: 共通価値の創造) の考え方の必要性を提唱している。これは、長期にわたる事業の成功のためには株主等の経済のための価値のみならず社会のための価値の創造が不可欠とする考え方である。また、ISO 26000 の中核主題のひとつである「コミュニティ参画及びコミュニティの発展」とも似た考え方である。企業は、今後、地球環境の変化、貧困対応、人口増加、エネルギー問題、想定できないリスクやサプライチェーンの詳細管理に直面してくる中、新たなグローバル・ガバナンスによる共通ルールである ISO 26000 を、企業戦略策定のツールとして有効に活用し、一つひとつ地道にリスクの洗い出しを行い、そのリスクを管理しながら、新たな事業機会を見出すための手引書として活用していくことが望まれる。

¹⁴ 議長はチャールズ皇太子の秘書マイケル・ピート卿、副議長は GRI 会長のマーヴィン・キング教授。チャールズ皇太子が 2004 年に立ち上げた"Accounting for Sustainability"プロジェクトと GRI の主導の下、企業・投資家・会計士団体・NGO メンバーなどにより 2010 年に設立された。日本からは東京証券取引所の斉藤惇 CEO、日本公認会計士協会副会長の小見山満氏が参加。

参考文献

NKSJ リスクマネジメント編, 2011, 『社会的責任課題の世界標準——国際規格(ISO 26000)の実践』SAFETY EYE No.45 APR 2011

関 正雄著, 2011, 『ISO 26000 を読む』日科技連

日本規格協会編, ISO/SR 国内委員会監修, 2011, 『日本語訳 ISO 26000:2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会

経済協力開発機構著編, 2011, 『OECD 多国籍企業行動指針——世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年日本語訳版』外務省 OECD 東京センター

(http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/enterprise_pdf/20110902guide_multinational_jp.pdf)

公益社団法人経済同友会, 2011, 『グローバル時代の CSR-変化する社会の期待に応え、競争力を高める』経済同友会

公益社団法人経済同友会, 2010, 『日本企業の CSR-進化の軌跡- 自己評価レポート』経済同友会

執筆者紹介

福渡 潔 Kiyoshi Fukuwatari

研究開発部

主席研究員

専門は CSR、環境、社会的責任投資

NKSJ リスクマネジメントについて

NKSJ リスクマネジメント株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社を中核会社とする NKSJ グループのリスクコンサルティング会社です。全社的リスクマネジメント(ERM)、事業継続(BCM・BCP)、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任(PL)、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。詳しくは、NKSJ リスクマネジメントのウェブサイト (<http://www.nksj-rm.co.jp/>) をご覧ください。

本レポートに関するお問い合わせ先

NKSJ リスクマネジメント株式会社

研究開発部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL:03-3349-6828(直通)